

決議 1757(2007)

2007年5月30日、安全保障理事会第5685回会合で採択

安全保障理事会は、

従前の関連諸決議、とりわけ2005年4月7日の決議1595(2005)、2005年10月31日の決議1636(2005)、2005年12月15日の決議1644(2005)、2006年3月29日の決議1664(2006)および2007年3月27日の決議1748(2007)を想起し、

2005年2月14日の爆弾テロならびに2004年10月以来のレバノンにおける他の攻撃に対する最も強い非難を再確認し、

レバノン政府の唯一かつ排他的な権威の下での、レバノンの主権、領土保全、統一および政治的独立の厳格な尊重を求めることを再度強調し、

2005年12月13日のレバノン首相発事務総長宛の、とりわけテロ犯罪に関して責任があるとみなされるすべての人間を裁くための国際的な性格の法廷の設置を要請する書簡(S/2005/783)、および、安保理から事務総長に対する、刑事司法に関する最高の国際水準に立脚した、かかる法廷の設置へ向けたレバノン政府との協定の交渉の要請を想起し、

さらに2006年1月から2006年9月までの間の、ニューヨークの国際連合本部、ハーグおよびベイルートにおける、国際連合法律顧問と権限を持つレバノンの政府代表との間で行なわれた交渉と協議の結論を報告した2006年11月15日のレバノンに関する特別法廷の設置に関する事務総長報告書(S/2006/893)、および、安全保障理事会理事国が、その報告書に添付された合意文書に満足している旨を伝える議長発事務総長宛の2006年11月21日の書簡(S/2006/911)をも想起し、

2006年11月21日の書簡に示された通り、法廷がその任務を遂行するには自発的拠出金が不十分な場合、事務総長および安全保障理事会は法廷の財源として代替的な方法を模索することを想起し、

国際連合とレバノン共和国の間のレバノン特別法廷の設置に関する合意が、レバノン政府および国際連合によって、それぞれ2007年の1月23日ならびに2月6日に調印されたことをも想起し、

議会の多数派が法廷への支持をすでに表明していることを想起し、また、特別法廷の実現を、緊急を要する問題として理事会に提起することを求める彼の要望を記した、レバノン首相発国際連合事務総長宛書簡(S/2007/281)を参照し、

ラフィク・ハリリ前レバノン首相と他の人々を殺害した爆弾テロに対して責任のあるすべての人物が明らかにされ、裁かれることを求めるレバノンの民衆の要求に留意し、

2006年11月21日付の議長発書簡において要請されている協定の締結への最終段階に向けての、レバノン政府と共同の事務総長の継続した努力を賞賛し、この側面についての2007年5月2日の法律顧問による、憲法上の手続きを通しての法廷の設置がいくつかの深刻な障害に直面している点に留意すべしという報告に言及しつつ、それにもかかわらず、すべての関係する当事者による、法廷の設置についての原則的な合意の再確認に留意し、

このような障害を克服するためのこの地域の当事者の最近の努力をも賞賛し、

真実の追求とテロ攻撃に関係する者すべての責任の追及においてレバノンへの支援を継続する意思を表明し、また今回および他の暗殺の実行者、組織者ならびに後援者に正当な処罰を与えるべく尽力するレバノンを支援する決意を再確認し、

このテロ行為およびその含意が国際の平和と安全に対する脅威を構成するとの決定を再確認し、

1. 国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、
  - (a) その期日以前にレバノン政府が付属文書第19条(1)にもとづいて通告した場合を除いて、レバノン特別法廷の設置に関する、付録を含む付属文書の条項が、2007年6月10日に発効すること、
  - (b) 付属文書第8条にもとづいて予定されている本部協定が締結されなかった旨、事務総長が報告した場合、法廷の設置場所は、レバノン政府との協議を通じ、また、国際連合と法廷の接受国との間での本部協定の締結を条件として決定されること、
  - (c) レバノン政府による拠出金が、付属文書第5条(b)に記述されている費用をまかなうに十分ではない旨、事務総長が報告した場合、彼は不足分を補うために、各国からの自発的拠出金を受領し、また、使用することができること、を決定する。
2. 付属文書第19条(2)に従い、特別法廷は、国際独立調査委員会の作業の進捗状況を考慮に入れつつ、レバノン政府との協議を通じて、事務総長が決定する日より活動を開始する。
3. 事務総長に対し、適切な場合には、レバノン政府と調整のうえ、特別法廷を適切な時期に設置するために必要な措置と対策をとり、また、この決議の履行に関し、90日以内に、さらにその後は定期的に理事会に対して報告するよう要請する。
4. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。